

文化

沈黙に向き合う

<50>

沖縄戦聞き取り47年

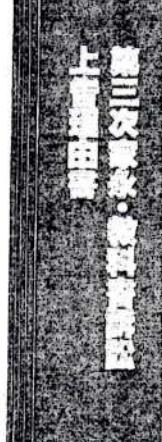
石原昌家

本連載で家永教科書裁判に関して、第38回(4/25)から書きづつてある。1993年10月20日の第三次家永教科書訴訟の東京高裁判決、さらに97年8月29日の同訴訟最高裁(上告審)の判決までは日本政府が、住民の沖縄戦体験などを認めているのか、沖縄戦を通じて改めて地元新聞を通して改めて確認していく。その前に前回に引き続き、第二弾の肝要部分を紹介する。

間接殺害

家永は沖縄戦で、日

1993年1月19日、第32回



[第三次家永・教科書訴訟 上告理由書]

内容は本連載第30回(2018年11/29)、第31回(12/19)、第32回(19年1月19)、第33回(19年1月29)、第34回(19年2月26)で死んだ人の態様例」として、戦争マラリア有病地帯へ軍の退去命令による住民被害について、多くのスペースを割いている。その

が、波照間島全住民を悪性風見に退去命令を下した。住民が恐れていた通りほとんどの住民がマラリアに罹患した。1982年9月、私たちが波照間島で調査した結果、45年当時の島内人口1,255人中1,259人(98.7%)が罹患して、46人(36.2%)死亡した。これが判明した。私はそれについて当時の史料でもつて日本軍の間接殺害を裏付

事実証言も違憲性認めず

真実隠す検定

その注目の判決は「集団自決」一審判決を支持する

記述の意図まげられず」(琉球新報、93年10月20日夕刊1面)という見出しが、原告の意見を付したこと(事実上の書き換え命令)は「適用上違憲であるとも認められない」との判断を示した。この意図の違憲性を認めなかつたことは、最近の国民の戦争への反省の認識に沿うものだ。さらに、同紙1面では、「上告」検定の誤り明らかに」という見出しのもと、弁護団声明として「侵略戦争の事実をひがめる検定を争いつけ司法判断を覆していくべきだと」戦争犠牲者の怒りを代弁している。

しかし検定制度や検定処分の重大な誤りを明らかにする」との声明を発表した。この誤りを明確に示すことで沖縄戦裁判は最高裁判の真実を隠す教科書検定の違憲性を認めなかつたことは、最近の国民の戦争への反省の認識に沿うものだ。しかし検定制度や検定処分の重大な誤りを明確に示すことで沖縄戦裁判は最高裁判の真実を隠す教科書検定の違憲性を認めなかつたことは、最近の国民の戦争への反省の認識に沿うものだ。

こでは触れていない重要な史

料を「意見書」の中からみ

ておきたい。それは沖縄戦

を知る多くの人にとっても

驚くべき史料であろう。

それは、戦争マラリア地

獄の中で、学校職員が「波

ト共二職員ハ部族民ト共ニ

スルコトナリ児童ハ父兄

「六十六名」死亡セリ」

(「意見書」56~58頁)

で既述してきたが、そ

けていった。

戦争マラリア

西表島南風見へ引越シ避難

米軍が北谷、読谷へ上陸

した4月1日、波照間国民

学校では入学式が挙行され

ていた。そして日本最後の

地上戦闘が官野湾嘉数方面

で始まったころの4月8日、

日、「其ノ筋ノ命」という

軍令により、全住民西表島

民ハ食無ク看病人ナク死

亡者続出シ数百人ヲ死亡セシメ児童モマラリヤノ為

過ギテ引越ヲ了ス(中略)

同年七月三十日、マラリア罹病者続出シ死亡者數十名ニ上リシタメ講師校長一行ハ夜行デ旅団本部へ行キ

窮状報告ト帰島ノ件許可ナ

し、戦争記述への検定が焦

当な判断」という見出しが

いう見出しじも、二十

なら、沖縄戦の事実を知

らない日本の裁判官たちが

不正當な判断を国内外に示

したことになる。これは沖

縄戦で亡くなった死者に対

する冒頭である。沖縄県

を知らない。これは沖

縄戦で亡くなった死者に対

する冒頭である。沖縄県